

新宿区の障害児等保育

～障害・疾病があるお子さん、発達・発育に心配があるお子さんの入園を希望する場合～

発達状況や健康状態等に応じて、集団の中で成長を支援できるよう配慮した障害児等保育を行っています。入園申込みにあたって、お子さんの健康状況、発育状況について、気になることがありましたらご相談ください。

集団での保育であるため、お子さんに保育士が常に1対1で対応するものではありません。(障害・発達に関する専門的な訓練は行いません。)

※ 集団保育が困難で個別のケアを必要とするお子さんの自宅に保育士等が訪問し、1対1で保育する「居宅訪問型保育事業 [障害児対応型]」を実施しています。また、医療的ケアが必要なお子さんの保育は、区立保育園、区立子ども園で行っています。事前にご相談ください。

対象児童

- ・新宿区内にお住まいの集団保育が可能な心身に障害を有するお子さんや特別な配慮を要するお子さんを対象としています。

実施園・受入れ人数

- ・認可保育園、認定こども園全園で実施しています。
- ・原則として障害児は2名まで、各園の定員内で受入れます。

保育時間

- ・お子さんの発達過程や障害の状態、保護者の就労状況等に応じて園長が決定します。

【申込みから入園決定までの流れ】

(1) 申込み

- ・申込みの際は、職員がお子さんの状況等を伺いますので、事前に電話で日時を予約の上、お子さんと一緒にご来庁ください。申込みには、入園申込書一式のほか、子どもの状況(区様式)、主治医意見書(区様式)、身体障害者手帳・療育手帳(愛の手帳)の写し、お子さんの状況がわかる書類が必要です。



(2) 内々定した園での観察会

- ・利用調整の結果内々定となった場合は、日程調整の上、内々定の園に保護者とお子さんに来ていただき、お子さんの様子を園長、担当者等が観察します。



(3) 入園及び保育環境検討会

- ・医師、園長、担当者のほか、必要に応じて子ども総合センター職員等が出席し、提出された書類や「(2) 内々定した園での観察会」での様子等の資料をもとに、園での集団保育が可能かどうかを判定します。
- ・検討会終了後、担当者が電話にて結果を連絡します。内定した場合は、「(4) 内定した園での面接・健康診断」の日程を調整します。
- ・園での生活をしばらく観察する必要があると認められた場合は、内々定の園で「保育観察」(原則として1か月以内)を行い、その結果に基づき集団保育が可能かどうかを判定します。



(4) 内定した園での面接・健康診断

- ・内定した園に保護者とお子さんに来ていただき、面接と健康診断を行います。



(5) 入園決定

- ・入園月の前月下旬に『保育所等利用決定通知書』を送付します。

【問合せ先】新宿区子ども家庭部保育課入園・認定係 電話：03-5273-4527 (直通) FAX：03-3209-2795

令和7年10月